

2021年3月

## 日本版スチュワードシップ・コードへの取組方針

住友化学株式会社  
住友化学確定給付企業年金

### 1. 基本方針

当社は、規約型の確定給付型企业年金を実施しており、企業年金の運用におけるアセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を適切に果たすため、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（以下「コード」という。）を受け入れることを表明いたします。

当社は、「自利利他 公私一如」を始めとした住友の事業精神を踏まえ、当社としての基本精神や使命、価値観を整理した経営理念を掲げております。この経営理念に則り、経済価値・社会価値を一体的に創出し、当社グループの持続的な成長とサステナブルな社会を実現することを目指しております。スチュワードシップ活動においても、この考え方にに基づき、アセットオーナーの立場から企業価値の向上及び持続的な成長を促し、受益者の利益拡大につとめ、スチュワードシップ責任を果たしてまいります。

当社は企業年金の運用においては、直接に株式等の保有を行わず運用機関に資産運用を委託しているため、当該株式等を運用する運用機関に対しスチュワードシップ活動を求めるとともに、運用受託機関が実施するスチュワードシップ活動に対する評価やモニタリングを通して、スチュワードシップ活動が実効的なものとなるよう取り組んでまいります。

## 2. 本コードの各原則への対応

### 【原則1】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は企業年金の運用において、アセットオーナーとしてのスチュワードシップ責任を果たすため、本方針を策定し、公表します。

当社は企業年金の運用において、コードを受け入れている運用機関に年金資産の運用を委託し、当該運用受託機関がコードを遵守し、投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することで、当社企業年金の受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図ることを求めます。

また、当該運用受託機関が行うスチュワードシップ活動の適切性をモニタリングします。

### 【原則2】

機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

当社は企業年金の運用において、投資先企業の選定や議決権行使を自ら行わないため、運用受託機関に対して、利益相反への明確な対応方針の策定、公表及び遵守、ガバナンス体制の整備を求めます。

また、運用受託機関が当社グループへの議決権を行使する場合等において、当該運用受託機関の判断を尊重することにより、当社企業年金の運用において想定される利益相反の発生を回避します。

### 【原則3】

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

当社は企業年金の運用において、運用受託機関に対し投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握することを求めます。

**【原則4】**

機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

当社は企業年金の運用において、運用受託機関に対し投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることを求めます。

また、運用受託機関がサステナビリティを巡る課題に関する対話を投資先企業と行うに当たっては、運用戦略と整合的で、中長期的な企業価値の向上や企業の持続的成長に結び付くものとなるよう意識することを求めます。

**【原則5】**

機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

当社は企業年金の運用において、投資先企業の議決権を行使する立場にないため、運用受託機関に対し、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を定めること及び当該方針は投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫することを求めます。また、当該方針に基づき議決権行使結果を公表することを求めます。

**【原則6】**

機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

当社は企業年金の運用において、運用受託機関に対しスチュワードシップ責任を果たすためのコードへの取り組み状況について、年1回以上の定期的な報告を求め、その結果を企業年金の受益者に報告します。

**【原則7】**

機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

当社は企業年金の運用において、運用受託機関のスチュワードシップ活動を、適切に理解、評価しモニタリングする実力を備えるよう努めます。

また、運用受託機関に対して、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるよう求めます。

**【原則8】**

機関投資家向けサービス提供者は、機関投資家がスチュワードシップ責任を果たすに当たり、適切にサービスを提供し、インベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう努めるべきである。

当社は、機関投資家向けサービス提供者には該当しません。

以上